

電通共済生協第78回通常総代会議案ダイジェスト 第53期事業報告&第54期事業計画について

開催日：2019年10月23日（水）／開催場所：東京

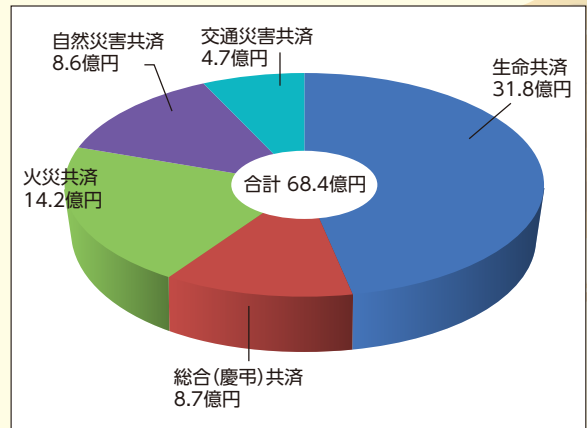
1 第53期（2018年8月～2019年7月）事業報告

生協組合員総数は、354,961人となり、前期比で約1,000人の増加となりました。現職組合員は減少、退職組合員は増加傾向にあり、生協組合員全体に占める退職組合員の比率が40%を超える状況となっています。

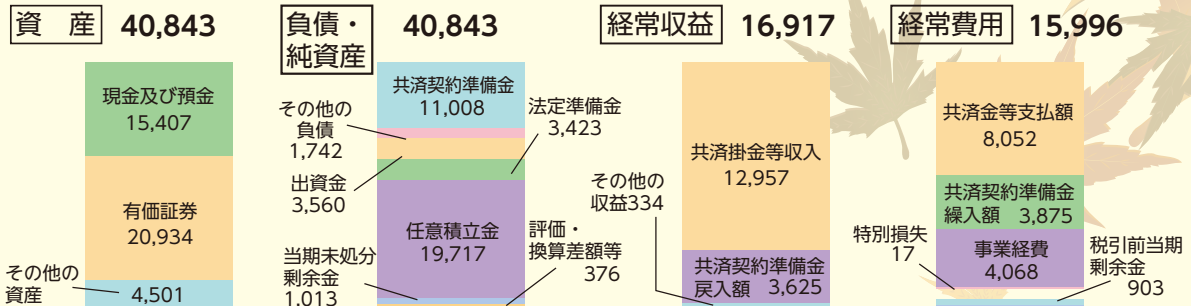
第53期の共済掛金収入は、117億円の目標に対し116億5,151万円となり、基盤保障として提供する「生命共済」+「医療・傷害(Myセーフティ)」は、新入社員を含めた若年層のセット加入が顕著となり、両保障のシナジー効果が拡大してきています。また、生命共済の制度改定や退職組合員の月払い制度の導入などが奏功し一定の成果が現れたものの、目標達成にはあと一歩及ばない結果となりました。

一方、支払共済金については68億4,040万円となり、前年比で14億9,508万円増加となりました(図1)。2018年は西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」、「台風21号・24号」での風水害に加え、「大阪府北部地震」「北海道胆振東部地震」など、全国各地で自然災害が多発したことが主な要因です。

図1. 第53期事業別共済金支払い状況



2 事業収支および財務の状況 ※各金額の単位は百万円



経営指標 第53期の修正自己資本比率86.2%、支払余力比率(新基準)1,534%となり、健全性、安全性は高い水準にあります。
(注) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシーマージン比率と単純に比較できません。

3 第53期利用分量割戻し

今期の利用分量割戻しについては、生命共済を対象とし、2019年7月31日現在の有効契約に対して、次の基準により行なう予定です。

生命共済(1口あたりの)割戻単価										子ども契約
本人契約・配偶者契約										
～35歳	36～45歳	46～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳	81～84歳		
90円	105円	145円	225円	320円	585円	1,025円	2,015円	3,675円	60円	

※利用分量割戻しは原則出資金に振り替えるものとします。また、定款にもとづき当年度分の利用分量割戻しを希望する組合員については、契約証書の発行時に手続きをご案内します。なお、割戻金を振り込みする際の手数料等については、生協組合員のご負担となります。

利用分量割戻金
総額 **2.8億円**

4

第54期事業計画(2019年8月～2020年7月)

第54期は、第2期「中期事業計画」(2019年8月～2022年7月)の初年度として、第1期「中期事業計画」における増収への転換を着実に継続させる重要な年度と位置付け、総合共済の制度改定を今後の事業推進の活力に繋げ、「相互扶助・助け合い」を理念とする「ファミリー共済」として、生協組合員・家族の「安心・安全」のために事業を強力に推進していきます。

第54期における目標は、①元受共済掛金収入118億円、②マイカー共済および医療・傷害<Myセーフティ>の手数料収入6億8,000万円、③事業経費率30%以内とします。

具体的な取り組み内容としては、①基盤保障である「生命共済」+「Myセーフティ」のセット加入におけるシナジー効果の最大化、②自然災害への備えとして「火災共済」「自然災害共済」の訴求、③「まもるくん」から「Myセーフティ」への円滑な移行と「Myセーフティ」の新規拡大、④マイカー共済の契約台数維持、⑤費差損解消に向けた事業経費削減——等の主要課題に対し積極的な取り組みを展開していきます。

5

総合(慶弔)共済の制度改定等について

(1)総合(慶弔)共済の制度改定

総合(慶弔)共済については、生協組合員のニーズや社会的要請への対応等をふまえ、以下のとおり、制度改定を行ないます。

- ①結婚祝金を増額 2万円 → **3万円**
- ②出生祝金を増額 1万円 → **2万円**
- ③親介護見舞金を新設 **5万円**
- ④行政指導に基づく職域退職金別金の廃止

※職域退職金別金については、2020年3月31日(火)をもって廃止し、契約年数に基づく「職域退職金相当額」を生協組合員に返還します。なお、返還を希望する生協組合員は、2020年4月1日～6月30日の間に、電通共済生協コールセンター(0120-211-114)に申し出ることとし、申し出のない場合は出資金に振り替え、退職時に返還します。

(2)各共済における民法改正に伴う事業規約の改定

①無効契約の掛金返還期間制限の廃止、②到達主義の明文化に伴う対応、③表現修正——等の必要な改定を行ないます。

(3)施行日

総合(慶弔)共済については、2020年4月1日より施行し、生命共済、火災共済、自然災害共済および交通災害共済は、2019年12月1日より施行します。

6

社会貢献活動

情報労連が環境問題に対する意識を高めるために実施する「全国環境一斉行動」、平和の大切さを広めることを目的とした平和四行動(沖縄、広島、長崎、北方領土)、通建連合が東日本大震災の風化防止として実施している復興支援活動などに対し、積極的に支援・協賛しました。



全国環境一斉行動



平和四行動(2019 沖縄ピースすて〜じ)